

有料職業紹介事業における手数料に関する事項

取り扱い職種	全職種
手数料の定め	決定された理論年収額の 35%相当額及び消費税

理論年収の算定方法は、以下の(1)から(2)の合計額とする。

(1) 基本給 + 職務手当 + 住宅手当 + 家族手当 + その他固定的に毎月支給される手当

(但し、交通費は除く) × 12 ヶ月の合計額 ※非常勤の場合は、週給 × 52 週の合計額

(2) 予定している初年度 1 年間の賞与支給額